

指 定 確 認 検 査 機 関 票

この標識は、指定確認検査機関としての指定の主要な内容と、業務の内容を表示しています。

指 定 の 番 号	秋田県指令建 第797号
指 定 の 有 効 期 間	令和8年4月11日 から 令和13年4月10日まで
機 関 の 名 称	公益財団法人秋田市総合振興公社
主たる事務所の住所	秋田県秋田市山王一丁目2番34号 電話番号 018-863-4731
代 表 者 氏 名	理 事 長 千 田 佳 正
業 務 区 域	秋 田 県 の 全 域
指 定 の 区 分	建築基準法に基づく指定建築基準適合判定資格検定機関等に関する省令第15条第1号、第2号、第2号の2、第3号、第4号、第4号の2、第9号、第10号、第11号、第12号、第13号及び第14号
取 り 扱 う 建 築 物 等	(1) 階数4以下かつ床面積の合計が2000㎡以内の建築物 (2) 建築基準法施行令第146条第1項第1号及び第2号に掲げる建築設備 （(1)に掲げる建築物に設置されるものに限る） (3) 建築基準法施行令第138条第1項第3号及び第5号に掲げる工作物
実施する業務の態様	建築確認、中間検査、完了検査及び仮使用認定